

記載内容の訂正とお詫び（正誤表）

令和7年2月3日に発行しました「育児時短就業給付の内容と支給申請」において、掲載内容に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

訂正箇所：15ページ

2025（令和7）年4月1日以前より時短就業を開始している場合の措置

誤

育児時短就業給付金は、2025（令和7）年7月1日以後に育児時短就業を開始した方が対象となりますが、2025（令和7）年7月1日前より育児時短就業に相当する就業を行っている方については、2025（令和7）年4月1日を育児時短就業を開始した日とみなして受給資格・各月の支給要件（2頁参照）を満たす場合は、2025（令和7）年4月以降の各月を支給対象月として支給されます。



正

育児時短就業給付金は、2025（令和7）年4月1日以後に育児時短就業を開始した方が対象となりますが、2025（令和7）年4月1日前より育児時短就業に相当する就業を行っている方については、2025（令和7）年4月1日を育児時短就業を開始した日とみなして受給資格・各月の支給要件（2頁参照）を満たす場合は、2025（令和7）年4月以降の各月を支給対象月として支給されます。

なお、厚生労働省ホームページに修正後のパンフレットを掲載していますのでご利用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135090_00001.html

育児休業等給付

検索



また、厚生労働省ホームページに掲載しているパンフレットでは、併せて以下の点の記載を修正しておりますのでお知らせします（内容に変更があるものではありません。）。

修正前	修正後
P 2：（2）各月の支給要件 ① <u>当該月の初日から末日まで続けて、被保険者であること。</u> ② <u>当該月に、1週間当たりの所定労働時間を短縮して就業した期間があること。</u> ③ <u>当該月の初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していないこと。</u> ④ <u>当該月を対象に、高年齢雇用継続給付を受給していないこと。</u>	P 2：（2）各月の支給要件 ① 初日から末日まで続けて、被保険者である月 ② 1週間当たりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月 ③ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月 ④ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月
P 3：（3）支給対象となる時短就業（育児時短就業） ・ 被保険者が子を養育するために短時間正社員、パートタイム労働者等に転換、転職したことに伴い、1週間当たりの所定労働時間が短縮されている場合は、育児時短就業と取り扱います。	P 3：（3）支給対象となる時短就業（育児時短就業） ・ 被保険者が子を養育するために短時間正社員、パートタイム労働者等に転換、転職したことに伴い、1週間当たりの所定労働時間が短縮されている場合も、育児時短就業と取り扱います。
P 5：4 支給額 ※1 また、賃金算定の事由が各月ごとに発生し、本来各月ごとに支払われるべきところ、単に支払事務の便宜等のため数か月分一括して支払われる通勤手当等については、当該賃金が支払われた以後の各支給対象月に、当該賃金額をその基礎となる月数で除した額が支払われたものと取り扱います。	P 5：4 支給額 ※1 また、賃金算定の事由が各月ごとに発生し、本来各月ごとに支払われるべきところ、単に支払事務の便宜等のため数か月分一括して支払われる通勤手当等については、当該賃金が支払われた以後の各支給対象月に、当該賃金額をその基礎となる月数で除した額が支払われたものとして取り扱います。
P 8：1 手続きの概要・流れ 支給申請は、原則として2つの支給対象月について行うようにしてください。 ・ 被保険者の方が希望する場合は、被保険者の方が自ら受給資格確認、支給申請を行うことも可能です。 （育児時短就業開始時賃金の届出は、事業主の方が行う必要があります。） ・ 被保険者の方が希望する場合は、1つの支給対象月について支給申請を行うことも可能です。	P 8：1 手続きの概要・流れ 支給申請は、原則として2つの支給対象月について<u>2か月ごと</u>に行うようにしてください。 ・ 被保険者の方が希望する場合は、被保険者の方が自ら受給資格確認、支給申請を行うことも可能です。 （育児時短就業開始時賃金の届出は、事業主の方が行う必要があります。） ・ 被保険者の方が希望する場合は、1つの支給対象月について<u>1か月ごと</u>に支給申請を行うことも可能です。